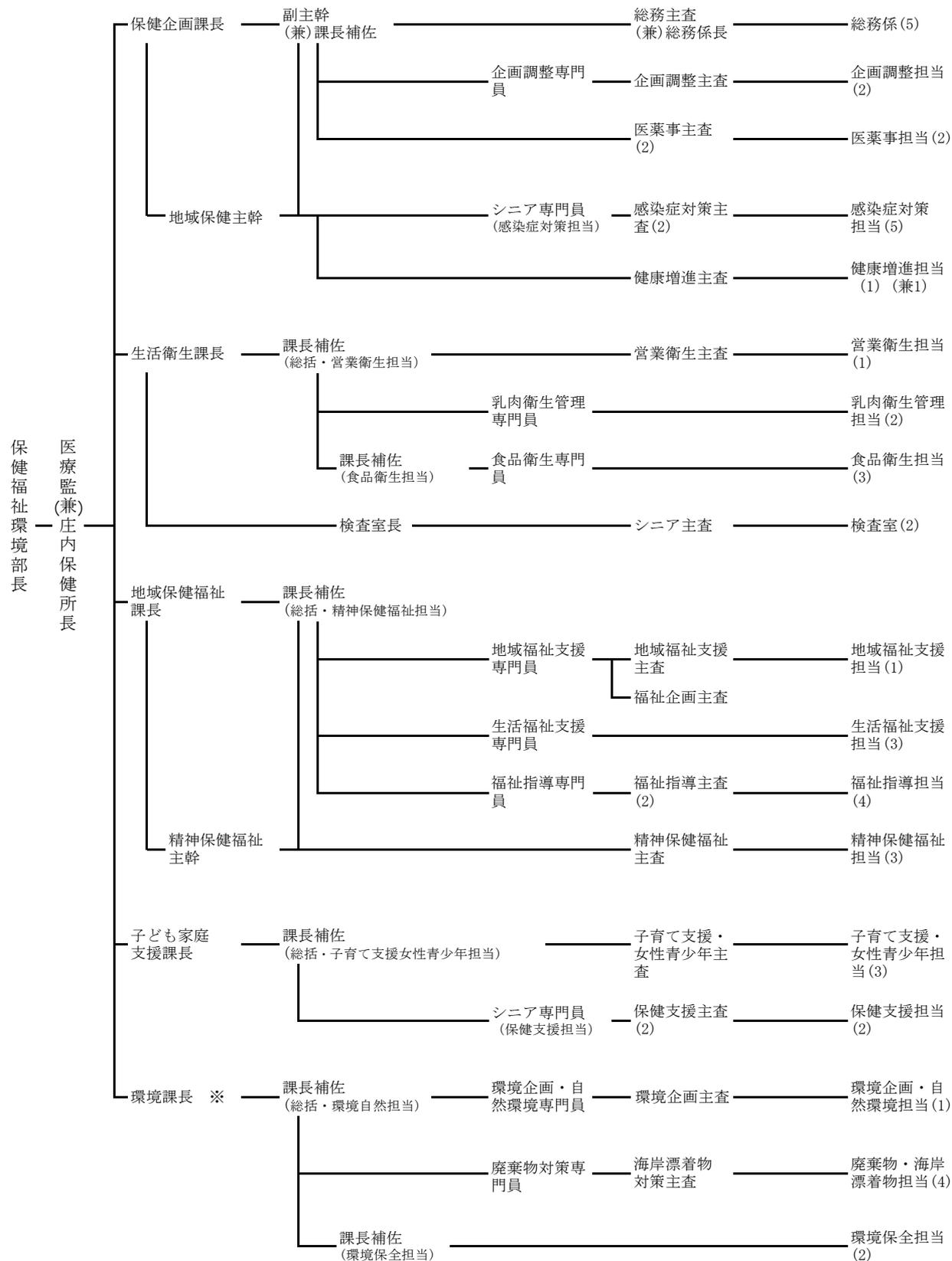


IV 保健福祉環境部

保健福祉環境部 組織図



※ 庄内保健所に含まない

保健企画課

総務係、企画調整担当、医薬事担当、感染症対策担当及び健康増進担当の1係4担当で、部内の企画調整及び予算経理、課内の庶務、保健医療計画の推進、保健衛生・社会保障統計、人口動態統計、医療・薬事の監視・指導、献血の推進、薬物乱用防止対策、感染症予防対策、生活習慣病対策、健康づくりの推進等に関する事務を分掌している。

1 令和6年度基本方針

「第8次山形県保健医療計画」において設定した目標の達成、及び地域医療構想の実現に向けた取組みを推進するため、地域の保健医療関係者との協議の場を設ける。

医療や医薬品等の安全に関する地域住民の関心が高まってきており、医療等の安全安心を確保するため、医療機関・薬局等への立入検査を強化していく。

国際化の進展に伴い、海外由来感染症への迅速な対応が求められていることを踏まえ、エムボックスや麻しん等の新興再興感染症対応を含む円滑な感染症危機管理対策を推進する。

地域保健・医療及び公衆衛生に理解のある医師・看護師の養成・確保のため、臨床研修指定病院や看護師養成学校と協力し、地域保健研修や学生の現場実習を実施する。また、管内市町の地域保健従事者の資質向上のための支援を実施していく。

「第2次健康やまがた安心プラン」の施策を着実に実施し、減塩や野菜摂取量増加などの食生活改善や、受動喫煙防止対策に引き続き取り組んでいく。

在宅におけるフレイル予防の食支援を進めるため、「食支援フォーラム」を開催し、関係機関が連携しやすい環境づくりを推進する。

2 令和6年度の重点目標

(1) 感染症予防対策の推進

- ア 新興再興感染症対策の推進
- イ 感染症危機管理体制の整備充実
- ウ 感染症の正しい知識の普及及び予防啓発
- エ 結核に関する予防対策及び適切な患者支援の推進

(2) 健康で安心して暮らせる社会づくり

- ア 庄内地域入退院ルールの見直し及び運用などの医療と介護との連携推進
- イ 在宅における食支援の推進
- ウ 生活習慣病対策の推進
- エ 保健師人材育成体制整備の推進

(3) 庄内二次保健医療圏における地域医療の充実と医療等の安全・安心の確保

- ア 第8次山形県保健医療計画（地域編）の推進
- イ 山形県地域医療構想の実現に向けた取組みと次期構想の策定

ウ 医療機関の指導、薬事・毒物劇物監視等による関係法令の遵守徹底及び住民の安全確保

エ 救急医療体制の整備確保

3 令和6年度の事業計画

(1) 感染症対策

ア 新興再興感染症対策の推進

(ア) 新型コロナウイルス感染症に係る県民や医療機関からの相談対応の実施

(イ) 高齢者施設等における感染対策指導の継続実施

(ウ) 麻しん及び風しん、エムポックス発生予防及びまん延の防止対策の実施

(エ) 新興感染症の発生を想定した合同訓練の開催

イ 感染症危機管理体制の整備充実

(ア) 山形県新型インフルエンザ等対策行動計画、健康危機対処計画等に基づいた各種対策の有効性を検証するために訓練等を実施

(イ) 庄内AMR（薬剤耐性）等対策ネットワーク会議の開催

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザに係る保健衛生班の研修会の開催及び行動マニュアル等の見直し

(エ) 庄内地域感染症情報ネットワーク事業による関係機関との情報の共有

(オ) 感染症患者発生に備えた対応訓練研修会等の実施

ウ 予防及び防疫対策

(ア) 感染症に関する正しい知識の普及、予防啓発、情報提供及び相談対応

(イ) 感染症発生動向調査事業（感染症サーベイランス）による情報の収集・提供

(ウ) 感染症発生時の患者等への疫学調査、健康診断の実施及び保健指導

(エ) 感染症の集団発生予防のための研修会の開催

エ 予防接種対策

(ア) 予防接種に関する情報の収集・提供、相談対応

(イ) 麻しん及び風しん予防接種の積極的な勧奨・啓発

オ 後天性免疫不全症候群対策、梅毒及び性器クラミジア感染症対策

(ア) エイズ、梅毒及び性器クラミジア感染症に関する相談・血液検査の実施
（毎週火曜日午前9時20分～午前11時30分）

(イ) HIV検査普及週間における臨時検査の実施

(ウ) 世界エイズデーキャンペーンの実施

カ ウイルス性肝炎対策

(ア) B型肝炎、C型肝炎に関する相談・肝炎ウイルス検査の実施
（毎週火曜日午前9時20分～午前11時30分）

(イ) ウイルス性肝炎及び肝がん・重度肝硬変入院医療費助成申請事務

(ウ) 県が実施する肝炎ウイルス検査陽性者のフォローアップ

(エ) 山形県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る検査費用助成申請事務

(オ) 日本肝炎デー、肝臓週間における啓発

- (2) 在宅医療提供体制整備の推進
 - ア 在宅医療専門部会の開催
 - イ 医療関係団体等の取組みへの支援
 - ウ 庄内地域入退院ルールの見直し及び運用
 - エ 病院以外の看取り対応の強化
- (3) 第8次山形県保健医療計画地域編の推進
 - ア 庄内地域保健医療協議会の開催
 - イ 地域医療構想調整会議の開催
- (4) 庄内地域保健師人材育成体制整備の推進
 - ア 保健師統括者会議の開催
 - イ 保健師等を対象とした研修会の実施
- (5) 庄内保健所保健師人材育成体制整備の推進
 - ア 保健師教育ワーキングチームによる検討・整備
 - イ 保健師業務研究会の実施
- (6) 医師・看護師確保・養成のための研修・実習受入
 - ア 臨床研修医を対象とした保健所研修の受入れ
 - イ 地域医療実習受入事業の実施
 - ウ 小中高生、保護者を対象とした看護師の仕事を学ぶ学習会の開催
 - エ 高校生を対象とした看護師体験セミナーの開催
 - オ 医学生・看護学生実習の実施
 - カ 看護師等学校養成所への講師派遣
- (7) 保健衛生・社会保障統計調査
 - ア 定期調査
 - 人口動態調査、病院報告、医療施設動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基礎調査、地域保健・健康増進事業報告、医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査、医師・歯科医師・薬剤師統計
- (8) 医療機関等の指導
 - ア 病院、診療所、施術所、歯科技工所等の立入検査の実施
 - イ 医療機関等の開設許可、届出受理の事務
 - ウ 医療従事者の免許申請受付事務
- (9) 地域救急医療対策の推進
 - ア メディカルコントロール体制の推進
- (10) 医薬品・毒物劇物の安全確保対策
 - ア 薬事関係施設・毒物劇物営業施設等への立入検査の実施
 - イ 薬局、医薬品販売業等に係る許認可等事務（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
 - ウ 毒物及び劇物登録等事務（毒物及び劇物取締法）
 - エ 「薬と健康の週間」（10月）等を通じて、医薬品の適正使用など薬事知識の普及啓発
- (11) 麻薬・覚醒剤等の適正管理

- ア 麻薬・覚醒剤等施用機関及び取扱施設への立入検査の実施
- イ 麻薬取扱者の免許関係事務（麻薬及び向精神薬取締法）
- (12) 薬物乱用防止啓発活動の推進
 - ア 大麻・けし不正栽培防止を図るため巡回監視の実施
 - イ 関係機関等と連携し、薬物乱用防止啓発運動の実施
- (13) 献血の推進
 - ア 市町及び血液センターとの連携による、効果的な献血事業の実施
 - イ 献血推進員による協力団体等の確保と献血思想の普及啓発の実施
 - ウ 円滑な移動採血事業の実施を目的とした、市町献血担当者会議の開催
- (14) 骨髄バンク登録業務等の推進
 - ア 骨髄移植の推進を目的とした骨髄提供希望者の献血会場での啓発及び受付推進
 - イ 移植医療関係団体と連携した啓発活動の実施
- (15) 結核対策
 - ア 患者支援
 - (ア) 新規登録時及び随時の訪問指導
 - (イ) 医療機関との連携による治療状況の把握
 - (ウ) 治療完遂のためDOTS（直接服薬確認療法）による服薬支援
 - (エ) 管理検診の実施
 - (オ) 定期病状報告による情報管理
 - イ 接触者健康診断の実施
 - (ア) 積極的疫学調査に基づく、患者家族等の接触者を対象とする健康診断の実施
 - (イ) 事業所や施設等において集団感染が疑われる場合の集団健康診断の実施
 - ウ 予防対策
 - (ア) 医療機関や社会福祉施設等を対象とした研修会の開催
 - (イ) 結核予防週間における予防啓発事業の実施
 - エ 感染症診査協議会の開催（月2回程度）
 - オ 結核医療費の公費負担申請事務
 - カ 結核予防費補助金の交付事務
 - キ 感染症発生動向調査事業（結核）による情報の収集・提供
- (16) 健康づくりの推進
 - ア 生活習慣病対策事業
 - (ア) 関係職員を対象とした健康づくり関連研修会の開催
 - (イ) 地域・職域連携事業の推進
 - (ウ) 糖尿病及び慢性腎臓病の予防・重症化予防の推進
 - (エ) がん関連情報の普及啓発
 - (オ) 出前講座等の実施
 - イ 栄養改善の推進
 - (ア) 特定給食施設の栄養管理指導
 - (イ) 栄養成分表示等の指導
 - (ウ) 減塩・野菜摂取量増加に向けた食環境整備

- (エ) 公衆栄養学実習生の受入れ
- (オ) 栄養・食生活関連団体の育成
- (カ) 健康栄養調査の実施
- ウ 管理栄養士・栄養士免許に関する事務
- エ 在宅における食支援の推進
 - (ア) 「食支援フォーラム」の開催
- オ 受動喫煙防止対策の推進
 - (ア) 事業所、飲食店等における受動喫煙防止対策の推進
 - (イ) 改正健康増進法に基づく義務違反への対応
- カ 歯科保健の推進
- キ 石綿（アスベスト）による健康被害救済制度に関すること
 - (ア) 石綿健康被害救済制度申請窓口
 - (イ) 石綿に関する健康相談

生活衛生課（検査室）

食品衛生担当、乳肉衛生管理担当、営業衛生担当及び検査室で構成され、食品安全の確保、動物の愛護及び管理（狂犬病予防を含む）、水道事業や理容美容業等の生活衛生関係営業に関する衛生確保、食品衛生監視に係る収去検査やレジオネラ対策に係る試験検査等の事務を分掌している。

また、検査室では、上記の業務に係る検査のほか、感染症や食中毒等の行政検査、一般住民や事業所等からの依頼に応じた試験検査を行う。

1 令和6年度の基本方針

当課(室)が所管する生活衛生関連事業は住民の健康に深く関わっており、その衛生確保は安全安心な日常生活を営む上で非常に重要である。

近年、食品衛生にあっては腸管出血性大腸菌による重大な食中毒、ノロウイルスによる大規模な集団食中毒、アニサキス等の寄生虫による食中毒、ふぐ・きのこ・有害植物等の自然毒による食中毒、営業衛生にあってはレジオネラ属菌による入浴施設等の汚染や衛生害虫による健康被害等、解決すべき課題が数多く発生している。

これらの問題に適切に対応し、生活衛生に関する安全安心を確保するため、必要な事業を計画的に実施する。

山形県動物愛護管理推進計画に基づき、動物愛護精神の醸成、動物の飼い主への適正飼養の普及啓発を通し、人と動物が共生するための環境整備に取り組む。さらに、飼養管理基準の具体化に伴い、動物取扱業者の計画的な巡回・指導を行い、法令遵守の徹底を図る。

検査業務においては、大規模化・複雑化する食中毒事案や流通食品の多様化に対応するため、GLP（検査室業務管理基準）に則した迅速で信頼性の高い検査業務を推進するとともに、一般県民、事業所等からの依頼を受けて、検便、食品検査、浴槽水検査等を迅速かつ的確に実施する。

2 令和6年度の重点目標

- (1) 食中毒事故未然防止のため、計画的に食品等事業者に対する監視指導・収去検査を行う。
- (2) HACCP（危害要因分析・重要管理点方式）に沿った衛生管理の定着促進、適正な食品表示等に関する衛生講習会・啓発事業を行う。
- (3) 飼い主への動物の適正飼養等についての普及啓発を行う。第一種動物取扱業者の飼養管理基準の遵守のため、巡回・指導を強化する。
- (4) 飲料水の安全を図るため、水道施設立入検査、広域水道における断水対応訓練等の事業を行う。
- (5) 入浴施設に対するレジオネラ症防止対策の指導を行う。
- (6) 住宅宿泊事業施設の安全かつ衛生的な運用が図れるよう法令に基づく指導を行う。

3 令和6年度の事業計画

(1) 食品衛生事業

ア 食品衛生監視指導

山形県食品衛生監視指導計画に基づき、管内における具体的な監視計画を策定し、HACCPに沿った衛生管理を指導する。

イ 食品製造業に対する重点監視

食品製造施設においては、HACCPによる自主的な衛生管理を徹底させるとともに、大規模あるいは広域流通食品製造業においては、健康被害の拡大を防止するため、食品の規格基準の遵守、記録の保存とトレーサビリティの確保について指導を強化する。

ウ 食品の流通・販売店に対する監視指導

流通・販売店において、不潔・異物混入等の不良食品のほか、保存基準及び食品表示法に基づく表示基準に違反する食品の排除に努めるとともに、食品の衛生的取扱いについて指導啓発を行う。

エ 適正な食品表示の確保

11月の「食品適正表示推進月間」には、食品等事業者等の食品表示に関する監視指導を強化するとともに、食品等事業者・消費者に対する研修会等を開催し、食品表示法に基づく食品表示制度や適正な表示について普及啓発を図る。

オ 食中毒防止対策

(7) 旅館、仕出し・弁当調製施設等の多食提供施設に対し、計画的に監視指導を実施する。

(イ) 学校、病院及び福祉施設等の集団給食施設に対し衛生指導を行うとともに、食中毒防止対策について関係機関と連携を図りながら衛生講習会を開催する。

(ウ) 「夏期食品等監視強化月間（7月）」、「食品衛生月間（8月）」、「食肉衛生月間（9月）」、「きのこ食中毒予防月間（10月）」及び「年末食品等監視強化月間（12月）」には営業者に対する指導を強化するとともに、消費者に対しても食品衛生に関する啓発活動を積極的に行う。

カ 食品の収去検査

管内で製造販売される食品について、微生物学的検査のほか、残留農薬、有害物質及び放射性物質に関して計画的に収去検査を実施し、検査結果を監視指導に積極的に活用する。

キ 食品等事業者の自主的な衛生管理体制等の推進

鶴岡地区及び酒田地区食品衛生協会の育成と食品衛生指導員の活動を促進し、食品営業施設の衛生確保並びにHACCPによる自主管理を推進する。

ク 水道水以外の飲用に適する水を使用する食品営業施設への指導強化

「飲用に適する水を使用する食品関係施設の衛生指導要領」に基づき、当該営業施設に対する監視指導を強化し、井戸水等に起因する事故を未然に防止する。

(2) 調理師に関する事業

調理師に係る免許申請・交付事務、各種変更手続き及び調理師試験関連事務を行う。

(3) 乳肉衛生事業

- ア 乳・乳飲料及び乳製品等に関する安全性確保のため、営業施設への監視指導を強化し、定期的に収去検査を実施する。
- イ 食肉及び食肉製品等の安全性を確保するため、9月の「食肉衛生月間」を中心とした監視指導・収去検査を計画的に実施する。
- ウ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥が適正に処理されるよう食鳥処理施設への定期的な監視指導を実施する。
- エ 魚介類及びその加工品を取扱う営業施設に対し、計画的に監視指導を実施して魚介類等の衛生確保を図る。
- オ ふぐによる食中毒を防止するため、「山形県ふぐ取扱指導要綱」に基づき関係営業者に対する指導を徹底する。
- カ 鶏卵取り扱い事業者について、すみやかに営業許可の取得又は届出制度に対応できるよう周知及び助言を行う。

(4) 狂犬病予防事業

- ア 市町及び獣医師会が実施する犬の登録、狂犬病予防注射業務に協力し、業務の徹底を図る。
- イ 犬による咬傷事故及び危害発生並びに近隣住民への迷惑や環境汚染の未然防止を図るため、飼い主へ適正管理の指導を行うとともに、リーフレットの配布や広報車による広報活動を実施する。
- ウ 苦情への対応及び巡回等により、放浪犬・放し飼い犬の一掃と飼い主への適正管理指導を行う。

(5) 動物の愛護及び管理事業

- ア 山形県動物愛護管理推進計画に基づき、動物愛護推進員の協力を得ながら、動物愛護精神の醸成及び動物の適正飼養の普及啓発を図る。さらに、庄内地区動物愛護センターの新規整備と機能移転を年度内に実施する。
- イ 愛玩動物の終生飼養の啓発を図るとともに、飼うことが困難になった犬猫の引き取り要請に対して新たな里親探しを行うよう助言する等、引き取り数と致死処分数の削減を図る。
- ウ 動物愛護精神に基づき動物の生きる機会を増やすため、捕獲犬や引取犬・猫の譲渡事業を推進する。
- エ 動物取扱業者について飼養管理基準に関する講習会を事業規模・業種を踏まえ複数回開催し、繁殖・販売に供する犬猫の適正な取り扱いについて啓発を強化するとともに、飼養施設・設備について基準に適合しているか立入検査を強化し、法令遵守の徹底を図る。

(6) 化製場等に関する事業

- ア 市町と連携し、化製場又は死亡獣畜取扱場の適正管理について指導を行う。

(7) 生活衛生事業

- ア 旅館及び公衆浴場等の入浴施設を原因とするレジオネラ症防止のため、山形県生活衛生監視指導計画に基づき監視指導を行い、条例に定める衛生管理を徹底する。

- イ 生活衛生関係営業施設（理容業・美容業・クリーニング業・興行場）の衛生水準の向上を図るため、山形県生活衛生監視指導計画に基づき監視指導を行う。
 - ウ 特定建築物の環境衛生管理基準の遵守を図るため、山形県生活衛生監視指導計画に基づく監視指導を行う。また、知事登録業の業務取扱いについて適正に指導を行う。
 - エ 遊泳用プールについては、その衛生基準を確保するため、山形県生活衛生監視指導計画に基づき夏季における監視指導を行い、「遊泳用プールの衛生基準」及び「プールの安全標準指針」の遵守を徹底する。
 - オ 衛生害虫等に対する苦情相談について、関係機関と連携し適切な対応を図る。
- (8) 水道関係事業
- ア 安全な水道水の安定的供給を確保するため、水道法等に基づく水道事業者への立入検査を行い、施設の適正な維持管理と水質検査の徹底について指導する。
 - イ 庄内広域水道における断水対応について必要な措置を行う。
 - ウ 飲用井戸等を使用する事業者に対し、「山形県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき衛生確保について指導する。
- (9) 温泉関係事業
- ア 旅館及び公衆浴場等温泉利用許可施設の監視指導を行うとともに、温泉成分の分析と温泉成分掲示について指導し、施設の衛生水準の向上と利用者への正しい情報の提供を推進する。
 - イ 温泉利用施設に対し、浴用及び飲用の適正な温泉利用について指導する。
- (10) 住宅宿泊事業法に係る事務
- ア 事業者等に対して、法令の周知に努めるとともに、法令に基づく届出や報告等の受理及び取締りを行う。

検査室

1 令和6年度の重点目標

- (1) 感染症や食中毒等事件発生時における迅速な行政検査の実施
- (2) 食品収去検査におけるG L P（検査室業務管理基準）体制の推進

2 令和6年度の事業計画

- (1) 衛生学的検査
 - ア 食品衛生法に基づく食品の収去検査（行政検査）
 - イ 食中毒原因菌の検索（行政検査）
 - ウ 感染症病原体の検索（行政検査）
 - エ 一般及び業態者検便、食品検査、浴槽水検査等（依頼検査）
 - オ 環境省「水浴に供される公共用水域の水質検査」に伴う海水浴場の水質検査（行政検査）

カ 保健企画課感染症対策担当が実施する相談事業に伴うH I V抗原抗体迅速検査
(行政検査)

※ 行政検査：事業課との連携の下、各事業を進める上で必要となる検査

※ 依頼検査：一般住民、団体、食品関連企業等からの依頼を受けて有料で実施
する検査

(2) 試験検査業務の信頼性確保 (G L P)

ア 内部精度管理 (自己検証・評価) の実施

イ 外部精度管理の受検及び評価に基づく対策の実施

地域保健福祉課

地域福祉支援担当、生活福祉支援担当、福祉指導担当及び精神保健福祉担当の4担当で、民生・児童委員の活動支援、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすための支援、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく生活支援、社会福祉法人・社会福祉施設の認可・指導、介護保険サービス及び障がい福祉サービス事業者の運営指導、心の健康づくりや自殺予防対策などの事務を担当している。

1 令和6年度の基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし活躍できるよう、地域で見守り支え合う体制の整備や、障がい者・生活困窮者に対する自立支援、適切な介護・障がい福祉サービスの提供、心の健康づくり対策など、地域の課題を的確に捉えながら、管内市町・関係機関等と連携して施策を推進する。

2 令和6年度の重点目標

(1) 地域包括ケアシステムの深化の促進

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた市町の取組みを促進するとともに、在宅医療と介護の広域的な連携を推進する。

(2) 障がい者の自立支援の推進

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労継続支援事業所の工賃向上及び農福連携を推進する。

(3) 生活困窮者の自立促進

各町及び生活困窮者自立相談支援事業の受託者等関係機関と連携して生活困窮者を的確に支援し、自立を促進する。

(4) 適切な介護・障がい福祉サービス提供の推進

介護・障がい福祉サービス事業者等に指導・助言を行い、適切な福祉サービスの提供を推進する。

(5) 心の健康づくりの推進

精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及啓発や、精神障がい者の地域生活支援、在宅の精神障がい者やひきこもり状態にある方及びその家族等への相談支援体制の整備、自殺予防対策を推進する。

3 令和6年度の事業計画

(1) 地域包括ケアシステムの深化

ア 庄内地域における在宅医療と介護の広域連携の推進

(2) 障がい者の自立支援

ア 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付

イ 障がい者の就労支援の促進

- (ア) こしやたなマルシェの運営（福祉事業所製品販売箇所マップの作成）
- (イ) 農福連携の推進（ノウフクランチの開催）
- ウ 身体障害者手帳及び療育手帳の交付
- エ 特別障害者手当、障害児福祉手当の給付
- オ 身体障がい者等用駐車施設利用証の交付
- カ ヘルプマークの交付
- (3) 地域福祉対策の推進
 - ア 民生委員・児童委員全員対象研修会の開催
 - イ 山形県老人クラブ活動助成費補助金の交付
 - ウ 山形県高齢者健康いきいき活動支援事業費補助金の交付
 - エ 庄内地域福祉有償運送運営協議会への参画
 - オ 高齢者寿賀事業
- (4) 県単福祉医療による助成
 - ア 子育て支援医療給付事業
 - イ 重度心身障がい（児）者医療給付事業
 - ウ ひとり親家庭等医療給付事業
- (5) 要保護者や生活困窮者等に対する援護活動の充実強化
 - ア 各町及び民生委員等と連携した生活保護制度の適切な実施
 - イ ハローワーク等の関係機関と連携した被保護者の自立に向けた支援
 - ウ 生活困窮者からの相談への対応、及びその自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成
- (6) 適切な高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスの確保
 - ア 社会福祉法人制度改革を踏まえた指導監督
 - イ 社会福祉施設等の認可・指導
 - ウ 介護（予防）サービス事業者の指定・指導
 - エ 障がい福祉サービス事業者の指定・指導
 - オ 障害者総合支援法に係る保険者（市町）指導
- (7) 心の健康づくりの推進
 - ア 精神保健福祉の推進
 - (ア) 精神保健福祉法に係る入院制度及び移送制度の適正な運用
 - (イ) 精神科医による精神保健福祉相談並びに保健師による相談支援
 - (ウ) 精神障がい者の地域生活支援体制整備に向けた協議等や家族支援
 - (エ) 心の健康づくりに関する知識の普及啓発並びに支援者向け研修会
 - (オ) 精神科病院実施指導検査への協力
 - イ ひきこもり支援の推進
 - (ア) ひきこもり支援者研修や連携支援強化に向けた連絡会議
 - (イ) 関係機関と連携し、ひきこもり状態にある方及び家族への相談支援
 - ウ 自殺予防対策の推進
 - (ア) 地域自殺対策推進会議及び支援者向け研修会
 - (イ) 自殺予防やこころの相談窓口周知に関する啓発

- (ウ) 自死遺族のつどい
- エ 発達障がい者への支援

子ども家庭支援課

子育て支援・女性青少年担当、保健支援担当の2担当で、子育て支援、ひとり親家庭等福祉、女性・DV相談、青少年育成、男女共同参画、結婚支援、母子保健、難病対策などに関する事務を分掌している。

1 令和6年度の基本方針

急激な少子化の進行による人口減少と高齢化は、地域の社会経済全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。こうした状況を踏まえ、安心して子どもを生み、健やかに育てられる地域の実現に向けて、子育て支援及び母子保健対策を推進する。

併せて、青少年の健全育成及び男女共同参画の推進を図る。

また、難病対策等を通じ、疾病を有する方への支援を実施する。

2 令和6年度の重点目標

(1) 子育て支援の推進

仕事と子育てが両立できる環境を整備するため、多様な保育サービスの取組みを推進するとともに、市町やNPO等の関係団体と連携した子育て支援に関する研修会の開催や情報発信を展開する。

(2) 母子保健の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児や発達障がい児及び長期療養児の支援に携わる関係機関の連携体制を強化する。

(3) 青少年健全育成及び男女共同参画の推進

関係団体と連携して青少年の健全育成を図るとともに、「山形県男女共同参画計画」の普及啓発を推進する。

(4) 結婚支援の推進

結婚支援に関わる関係機関の情報共有とネットワークの構築を図り、庄内地域全体で連携した結婚支援の機運を醸成するとともに、「やまがた縁結びたい」などボランティア仲人の増員を図り、結婚を希望する方の出会いの機会を拡大する。

(5) 子どもの居場所づくりの推進

子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組みの地域全体への拡大を推進する。

3 令和6年度事業計画

(1) 子育て支援

ア 子育て家庭の求める情報提供の推進

庄内地域みんなで子育て応援団活動による研修会やイベントの開催と庄内子育て情報サイト“TOMONI”を活用した地域の子育て世代に向けた情報発信の充実を図る。

イ 児童福祉施設等の整備

○令和6年度整備計画（子ども・子育て支援施設整備交付金等）

施設種別	市町村	整備内容
保育所	酒田市	大規模修繕等1か所
認定こども園	鶴岡市	大規模修繕等1か所 創設1か所
	酒田市	大規模修繕等1か所
放課後児童クラブ	鶴岡市	改築1か所
	三川町	創設1か所

ウ 保育対策の充実

働く女性の増加や就労形態の多様化に対応するため、認定こども園への移行を希望する事業者等に対して助言を行うとともに、病児・病後児保育、一時預かり、延長保育など特別保育機能の充実に対して市町と連携して支援する。

エ 児童福祉施設等の運営指導

保育所等の児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園に対する指導監査、並びに認可外保育施設に対する立入調査を実施し、法令に基づく適正な事業運営及びサービスの質の向上が図られるよう助言・指導を行う。

オ 特別児童扶養手当の支給

身体や知的発達、精神に障がいや有する20才未満の子を養育している者に、特別児童扶養手当を支給する。

(2) ひとり親家庭等福祉

ア 母子・父子・寡婦の自立支援、女性相談支援の実施

母子家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が関係機関と連携を図りながら、子育て・生活・就業など総合的な相談・支援に対応する。

イ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦世帯の経済的自立と生活意欲の助長、また、その扶養している児童の福祉を増進するため福祉資金の貸付を行う。

ウ 児童扶養手当の支給

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される世帯に、児童扶養手当を支給する。

エ 家庭児童相談の実施

市町、庄内児童相談所、児童家庭支援センター「シオン」、民生委員・児童委員、児童福祉施設等関係機関と相互に連携を図りながら、要援護児童等に関する適切な相談・支援を行う。

オ DV相談・支援の実施

課内に「庄内地域配偶者暴力相談支援センター」を設置するとともに、「庄内地域DV被害者支援連絡協議会」を開催し、支援機関のネットワークのもとで相互に連携を図りながらDV被害者の保護と相談・支援を行う。

(3) 子どもの居場所づくり

本庁及び管内市町と連携し、子ども食堂などの子どもの居場所づくりの取組みを支援するとともに、開催日程等の情報を発信する。

(4) 青少年健全育成施策の推進

ア 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動及び“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進

イ 青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施

ウ 青少年健全育成に関係する団体の事務局業務

(5) 男女共同参画に関する施策の推進

ア 地域女性活躍応援事業の実施

イ 山形県男女共同参画センター「チェリア」事業への協力

(6) 結婚支援

ア 庄内地域結婚支援機関連絡会議の開催

イ ボランティア仲人の人材育成

ウ 庄内地域合同・結婚相談会の開催

エ デジタル婚活イベントの開催

オ やまがたハッピーサポートセンター事業への協力

(7) 母子保健

ア 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の推進

支援体制の充実に向け、市町や産科医療機関等との広域的調整や、支援者の支援技術向上のための研修を行う。

(ア) 市町母子保健担当者会議の開催

(イ) 妊産婦支援広域連携連絡会議の開催

(ウ) 母子保健技術研修会の開催

(エ) 妊産婦メンタルサポート事業の実施

イ 不妊・不育症への支援

不妊治療や不育症に関する検査費用の助成を行うとともに、不妊や不育症に関する相談に対応する。

(ア) 不妊治療費用(保険適用分)及び不妊検査費用の助成

(イ) 不育症検査費用の助成

ウ 性と健康の相談センター事業の実施

性と健康の相談センターとして、思春期から更年期までの男女の健康づくりを推進するため、情報提供や相談機会を提供する。

(ア) 健康相談の実施

(イ) 健康セミナーの開催

(8) 難病対策

ア 特定医療費(指定難病)医療費助成申請受付・受給者証の交付

イ 難病患者地域支援対策の推進

関係機関と連携し難病患者と家族への相談支援を行うとともに、支援関係者による地域課題の検討・協議を行い、在宅療養支援体制の整備を推進する。

- (ア) 庄内地域難病対策協議会の開催
- (イ) 在宅療養支援計画策定・評価事業（ケアプラン会議）の実施
- (ウ) 難病患者訪問相談の実施
- (エ) 在宅人工呼吸器装着難病患者のための「災害時緊急医療手帳等」作成支援及び市町が作成する「災害時個別避難計画」への協力
- (オ) 県難病相談支援センター事業への協力

(9) 疾病や障がいにより支援を必要とする児等への対応

ア 療育支援体制の推進

疾病や障がい等により長期療養や支援を必要とする児が、適切な支援を継続的に受けられるよう、支援者による事例検討会や連携支援体制の検討、協議を行う。

- (ア) 庄内地域療育連絡会全体連絡会の開催
- (イ) 庄内地域療育連絡会事例検討会の開催
- (ウ) 庄内地域医療的ケア児支援連絡会議の開催

イ 発達障がい児への支援体制の推進

発達障がい児及び診断は受けていないが配慮が必要な児への支援のあり方を検討するとともに、支援者の理解促進や支援技術向上のための研修を行う。

- (ア) 庄内地域発達障がい児支援体制推進会議の開催
- (イ) 発達障がい支援シリーズ基礎講座の開催

ウ 小児慢性特定疾病対策及び長期療養児への支援

小児慢性特定疾病の児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減と自立支援に向けて適切な療養指導を行う。

- (ア) 小児慢性特定疾病医療費助成申請受付・受給者証の交付
- (イ) 長期療養児療育支援相談会の開催
- (ウ) 健康相談や訪問指導による療養支援

環 境 課

環境企画・自然環境担当、廃棄物・海岸漂着物担当及び環境保全担当の3担当で、自然環境の保全、野生鳥獣の保護管理、再生可能エネルギーの導入拡大等によるカーボンニュートラルの推進、廃棄物対策や循環型社会形成の推進、水環境や大気環境の保全などに関する事務を分掌している。

1 令和6年度の基本方針

- (1) 庄内の恵まれた自然環境を保全するため、野生動植物の保護、自然との共生を基調とした環境施策の推進を図る。
- (2) 「裸足で歩ける庄内海岸」の実現を目指し、海岸漂着物対策の推進を図る。
- (3) 安全で良好な生活環境を確保するため、大気、水、土壌などの環境を監視するとともに環境保全の取組みを推進する。
- (4) 「ゼロカーボンやまがた 2050」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネの推進によりカーボンニュートラルを目指す。
- (5) 循環型社会の実現に向け、廃棄物の3R（発生抑制・再利用・リサイクル）及び適正処理を推進する。

2 令和6年度の重点目標

庄内の山、川、海などの多様な自然環境を保全するため、以下の地域課題に重点的に対応していく。

(1) 海岸漂着物対策の推進

「第2次山形県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、関係者と連携・協働して普及啓発・環境教育など発生抑制対策を進める。

(2) カーボンニュートラルの推進

「第4次山形県環境計画」及び「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」を踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネの推進によりカーボンニュートラルを目指す。

(3) 環境産業の育成支援

「第3次山形県循環型社会形成推進計画」に基づき、廃棄物の適正処理及びリサイクルを担う環境関連産業の振興を図り、資源循環を推進する。

3 令和6年度の事業計画

(1) 海岸漂着物対策の推進

ア 海岸漂着物対策推進事業

海岸漂着物発生抑制の普及啓発・環境教育として以下の事業を実施する。

- (ア) 飛島クリーンアップ作戦
- (イ) とびしまクリーンツーリズム
- (ウ) 「やまがた環境展」や「環境フェアつるおか」における啓発活動
- (エ) 海岸漂着物に関連する研修会の実施

- (d) 県内外の大学生による学生応援クリーンアップ作戦
- (e) 「美しいやまがたの海クリーンアップ運動」の展開
- (f) 海岸清潔度モニタリング調査の実施
- イ 海岸漂着物対策の進行管理
 - NPO、大学、事業者、行政等の幅広い関係者で構成される「山形県海岸漂着物対策推進協議会」を組織し、海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ウ 山形県海岸漂着物連絡調整会議
 - 住民活動の支障となる危険物等が海岸に漂着した場合、関係機関で組織する「山形県海岸漂着物連絡調整会議」により、速やかに海岸漂着物の回収処理等を行う。
- (2) 環境産業の育成支援
 - 「ごみゼロやまがた」の実現に向けて、廃棄物の適正処理と資源の循環を担う環境産業の育成を行う。
- (3) カーボンニュートラルの推進
 - 「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」に基づき、市町地球温暖化対策地域協議会と協力してカーボンニュートラルに関する県民の意識を高める。
- (4) 再生可能エネルギーの導入促進
 - 「庄内地域エネルギー戦略推進協議会」において、国、県、市町、民間事業者、学識経験者の連携により、地域特性に応じたエネルギー戦略を推進し、地域の活性化や産業の振興を図る。
- (5) 自然公園等の適正な管理・保全の推進
 - ア 自然公園等の管理（自然公園管理員等の配置）
 - 磐梯朝日国立公園・鳥海国定公園に自然公園管理員7名を、鶴岡市三瀬「気比神社社叢」に自然環境保全地域管理員1名を配置し、自然公園等の保護と適正な利用を図る。
 - イ 自然公園等の保全
 - (ア) 自然公園等区域内における各種行為に係る許認可事務の適正な執行を図る。
 - (イ) 自然公園内の施設整備（登山道の案内看板の設置等）について、本庁みどり自然課と連携しながら計画的に推進する。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化
 - ア 鳥獣保護管理員の配置
 - 狩猟の適正化及び鳥獣保護思想の普及を図るため、管内に13名の鳥獣保護管理員を配置し、鳥獣保護区等の監視及び鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 第13次鳥獣保護事業計画に基づく保護区等の指定
 - 第13次鳥獣保護事業計画(令和4年度～令和8年度)に基づき保護区等を指定する。
 - ウ 狩猟免許試験等の実施
 - (ア) 狩猟免許初心者講習会
 - (イ) 狩猟免許試験
 - (ウ) 狩猟免許更新講習
 - (エ) 狩猟者登録事務

- エ 野生鳥獣等調査事業
 - (ア) ガンカモ類生息調査の実施（1月中旬全国一斉）
 - (イ) キジ・ヤマドリ出合数調査の実施（11月15日）
 - (ウ) 鳥獣保護区管理調査の実施（5月～2月）
- オ 狩猟適正化等事業の推進
 - (ア) 狩猟事故防止のため指導・取り締まり及び鳥獣保護区等の制札の補充等を行う。
 - (イ) 狩猟免許関係事務及び狩猟者登録関係事務の適正な執行を図る。
 - (ウ) 有害鳥獣捕獲許可等の適正な執行を図る。
- カ 傷病野生鳥獣救護事業の推進

傷病野生鳥獣を救護・加療し、再び自然に放鳥獣することにより野生生物の保護を図るとともに、県民の野生鳥獣保護思想の普及啓発を図る。
- キ 高病原性鳥インフルエンザ対策の実施

家きんへの感染予防対策として死亡野鳥の監視を行う。
- ク 豚熱対策の実施

野生イノシシから家畜への感染予防対策として、死亡イノシシの通報に対応する。
- (7) 環境教育及び環境活動の推進
 - ア 環境教育の推進
 - (ア) 環境への意識の醸成を図るため、事業者から出る廃棄物のリサイクル普及啓発事業、環境体験学習会に取り組む。
 - (イ) 地域ふれあい講座（自然と環境に関するもの：5講座）に職員を派遣する。
 - イ 環境活動の推進

やまがたE C Oマネジメントシステムを運営し、県の事務事業、オフィス活動等における環境保全の取組みを推進する。
- (8) 水資源保全対策の推進

「水資源保全条例」に関する審査及び指導等を行う。
- (9) 循環型社会の推進
 - ア 地域循環検討会議を開催し、市町とともに山形県循環型社会形成推進計画の推進を図る。
 - イ 「3R推進環境コーディネーター」を配置し、事業者の3R推進を支援する。
 - ウ 廃棄物の排出抑制を進めるとともに、リサイクル製品の普及促進を図る。
 - エ 自動車リサイクルが円滑に実施されるよう関連事業者の監視指導を行う。
- (10) 廃棄物の適正処理の推進
 - ア 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者への立入検査等を実施し適正処理を指導する。
 - イ 廃棄物処理施設の設置や県外産業廃棄物搬入等について「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき審査及び指導を行う。
 - ウ 産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する監視指導を行う。
 - エ 多量排出事業者に対し、処理計画の策定及び排出抑制や再資源化の指導を行うとともに、電子マニフェストの普及促進を図る。
 - オ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の監視指導を行う。

カ 産業廃棄物に対する正しい理解と処理施設の安全性、適正処理の現状について理解を深めるための啓発事業を行う。

キ PCB適正処理推進員を中心に、未届出PCB廃棄物等を把握する調査を実施し、法に定める期限内に処分が完了するよう指導する。

(11) 不法投棄防止対策

ア 5月及び10月の「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」に、市町・関係団体と連携して不法投棄の監視パトロールを実施するとともに、県民及び事業者への啓発を重点的に実施する。

イ 地域住民が実施する原状回復作業に対し「不法投棄防止対策協議会」により支援を行う。

ウ 不法投棄・野焼き等の廃棄物の不適正処理を一掃するため、廃棄物適正処理監視員による常時パトロールを実施する。

エ 不法投棄常習地点への不法投棄監視カメラや啓発看板の設置、また、それらを広報することにより不法投棄の未然防止を図る。

オ 地域住民による原状回復が困難な不法投棄箇所について「原状回復措置推進事業」により、原状回復を行う。

(12) 大気環境の保全

ア 大気環境の監視

環境大気の常時監視を庄内管内3か所の大気監視局において行う。

イ 大気汚染防止対策

ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の立入検査を実施し、適切な維持管理等の指導を行う。

ウ アスベスト対策

(ア) 「環境保全推進員」を配置し、大気汚染防止法に基づくアスベストの飛散防止対策の推進を図る。

(イ) 特定粉じん排出等作業の立入検査を実施し、適切な作業管理等の指導を行う。

エ 水銀対策

水銀排出施設について、立入検査を実施し、適切な維持管理等の指導を行う。

オ 酒田北港地区の公害防止協定に基づく大気及び水質関係の立入調査を実施する。

(13) 水環境の保全

ア 「令和6年度公共用水域水質測定計画」に基づき河川、海域及び湖沼の水環境を把握するため、水質測定を行う（河川17地点、湖沼1地点、海12地点）。

イ 「令和6年度地下水水質測定計画」に基づき地下水の水質汚濁状況を監視するため、継続監視調査（4地点）を実施する。

ウ 観光協会等により管理運営が行われている海水浴場の水質調査を実施する。

エ 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況及び排水の監視を行う。

オ 有害物質を使用する特定事業場に対し地下水又は土壌の自主測定の実施を周知徹底し、汚染状況を把握するとともに、汚染が判明した事業場へ対策指導を行う。

カ 地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えている地域について、「硝酸性窒素等削減対策計画」により窒素の削減対策を推進する。

(14) 化学物質対策等

- ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場の立入検査を実施し、適切な施設の維持管理、自主測定の実施を指導する。公共用水域及び土壌について、ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況を把握するため測定を実施する。
 - イ フロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収事業所等に対し、立入検査、事業者への指導、助言を行う。また、第一種特定製品の管理者への立入検査を行い適正管理を指導する。
 - ウ 特定工場における公害防止組織の整備を促進するため、公害防止管理者の選任等の指導を行う。
 - エ 騒音・振動・悪臭防止対策について、市町への助言を行う。
 - オ 市町と連携し、公害苦情の処理を行う。
- (15) 浄化槽対策等
- ア 循環型社会形成推進交付金等による浄化槽整備事業を実施している市町への支援を行う。
 - イ 市町と連携して浄化槽整備促進事業による単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。
 - ウ 浄化槽保守点検業者の立入検査を実施し、監視指導する。
 - エ 浄化槽法定検査制度の啓発と未受検者への指導を行う。

